

# 行財政改革実施計画・行動計画票

No.	39	実施済み	[平成 22 年 8 月 2 日 提出]					
基本方針	1 歳入確保のための主要な取り組み				担当課名	税務課		
重点項目	3 歳入確保のための主要な取り組み (1)町税等の確保							
取組項目	35 悪質滞納者への行政各種サービスの制限の検討							
経過・現状 (H17.4.1現在)	・悪質滞納者への対応については、督促又は催告書の発送はもとより電話連絡にて納税を促している。							
推 進 スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	目標年次	平成 - 年度	
	調査	検討						
実績評価	B	A	A	A	A	達成年次	平成 21 年度 (一部実施)	
	計画見直し	計画どおり	計画どおり	計画どおり	計画どおり			
行 動 概 要	目標	悪質滞納者に対する行政各種サービスの制限の検討						
	期待される効果	・自主財源の確保 ・納税意識の高揚						
	必要性 問題点	・納税意識の低下に伴う滞納が多いため差押等(行政各種サービスの制限を含む)の実施が必要になる。 ・行政各種サービスの制限については、各関係課においても検討が必要になる。						
	対象							
	手段	年度	実施内容・予定時期				効果額合計( 0 千円)	
		17年度 (実績)	・県主催による滞納処分研修会に参加。				目標 数値	
							効果	歳入( 千円) 歳出( 千円)
18年度 (実績)	・県主催による滞納処分研修会に参加。 ・悪質滞納者に対する行政各種サービスの制限の検討を行い、課長会議において提案を行った。				目標 数値			
						効果	歳入( 千円) 歳出( 千円)	
19年度 (実績)	・悪質滞納者に対する行政各種サービスの制限の検討を行い、課長会議において提案及び審議を行った(5月)。 ・継続して調査及び検討を行う。				目標 数値			
						効果	歳入( 千円) 歳出( 千円)	
20年度 (実績)	・県主催による滞納処分研修会に参加。				目標 数値			
						効果	歳入( 千円) 歳出( 千円)	
21年度 (実績)	・県主催による滞納処分研修会に参加。 ・未納がある者については、入札及び町営住宅入居制限を行っている。				目標 数値			
						効果	歳入( 千円) 歳出( 千円)	
関係例規等	名称	国税徴収法及び地方税法				改正時期		